

●投資信託自動購入プラン規定

2022 年 4 月 1 日より規定を変更します。変更内容については新旧対照表をご参照ください。

(下線部は変更部分)

【新旧対照表】

改定前	改定後
8(自動購入プランの終了) 次の各号のいずれかに該当したとき、自動購入プランは終了するものといたします。 ① お客さまから、当社所定の手続きにより指定銘柄の自動購入の終了の申し出があったとき この場合、終了を希望される指定銘柄にかかる引落日の前営業日までの手続きが必要となります。 ② 申込者と当社との間で、第1条に定める買付の期間を別に定めた場合で、買付期間が満了したとき ③ 投資信託口座を解約したとき ④ 当社が、指定銘柄の累積投資業務を営むことができなくなったとき ⑤ 指定銘柄の償還が決定したとき(償還日の1ヵ月前から当該銘柄の自動購入プランは終了となります) ⑥ 相続の開始があったとき ⑦ 自動購入プランの申込時に名義人が未成年であった場合において、名義人が成年に到達したとき(成年に到達する誕生日の前月を最終買付月とします。ただし、未成年で婚姻されている場合、<u>法定代理人から本人との取引にかかる同意書を提出いただいている場合を除きます</u>)	8(自動購入プランの終了) 次の各号のいずれかに該当したとき、自動購入プランは終了するものといたします。 ① お客さまから、当社所定の手続きにより指定銘柄の自動購入の終了の申し出があったとき この場合、終了を希望される指定銘柄にかかる引落日の前営業日までの手続きが必要となります。 ② 申込者と当社との間で、第1条に定める買付の期間を別に定めた場合で、買付期間が満了したとき ③ 投資信託口座を解約したとき ④ 当社が、指定銘柄の累積投資業務を営むことができなくなったとき ⑤ 指定銘柄の償還が決定したとき(償還日の1ヵ月前から当該銘柄の自動購入プランは終了となります) ⑥ 相続の開始があったとき ⑦ 自動購入プランの申込時に名義人が未成年であった場合において、名義人が成年に到達したとき(成年に到達する誕生日<u>前日</u>の前月を最終買付月とします。ただし、未成年で婚姻されている場合を除きます)

以上